

本資料は、商品発売に当たって作成された報道機関向け発表資料を転載したものです。商品ご購入のご検討にあたっては、必ず商品パンフレット・「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」などをご覧ください。



## News Release

TSX/NYSE/PSE: MFC SEHK: 0945

報道ご関係者各位  
2009年2月13日

### 変額個人年金保険「みらい記念日」を横浜銀行で販売開始

マニユライフ生命保険株式会社（代表執行役社長兼CEO：クレイグ・ブロムリー、以下マニユライフ生命）は、銀行窓販チャネルのさらなる拡大・拡充に向けた取組みの一環として、2009年2月16日より、変額個人年金保険「みらい記念日」を株式会社横浜銀行（頭取：小川 是）で販売いたします。

「みらい記念日」は、「運用しながら定期的に分配金を受け取りたい」、「万一の場合にも備えたい」というお客様のニーズにお応えする商品です。契約日の1年経過後から契約が継続している限り、所定の分配受益金を毎年必ず受け取り、さらに、運用成果により分配受益金の増加が期待できます。また、死亡給付金（年金支払開始日前に万一の場合）または死亡一時金（年金支払開始日以後に万一の場合）として、一時払保険料相当額の死亡保障が継続することが特長です。

#### 「みらい記念日」の特長

①分配受益金を毎年の契約応当日にお支払いします。

- ・ 契約が継続している限り、分配受益金をお支払いします。
- ・ 運用が好調な場合には、分配受益金が増加します。

②死亡給付金・死亡一時金の最低保証があります。

- ・ 被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金・死亡一時金をお支払いします。
- ・ 分配受益金のお支払いや運用成果にかかわらず、死亡給付金として基本保険金額<sup>\*1</sup>の100%、死亡一時金として年金支払基準額<sup>\*2</sup>の100%を最低保証します。

※商品内容の詳細につきましては別紙をご参照ください。

マニユライフ生命は、これまですでに多くの提携金融機関を通じて革新的な変額年金商品をご提供し、大きな実績をあげております。当社としては、マニユライフ・ファイナンシャルが海外市場で培ったノウハウと当社の国内での経験を結集しながら、真のお客様ニーズにお応えするためのご提案を積極的に推進し、可能な限り多くの金融機関代理店を通じて、より一層多くのお客さまに喜んでいただける商品・サービスをお届けすることを目指してまいります。

\*1 基本保険金額・・・死亡給付金をお支払いするときに基準となる金額で、基本保険金額は一時払保険料と同額になります。ただし、一部解約した場合、基本保険金額は減額されます。

\*2 年金支払基準額・・・年金をお支払いするときに基準となる金額のことをいい、年金支払開始日（ご契約日から1年経過後の契約応当日）の年金支払基準額は、その前日の基本保険金額と同額になります。ただし、一部解約した場合、年金支払基準額は減額されます。

## マニユライフについて

マニユライフ生命保険株式会社（「マニユライフ生命」）は、マニユライフ・ファイナンシャル社のグループ企業です。

マニユライフ・ファイナンシャルは、カナダを本拠とし、世界 19 ヶ国・地域で数百万のお客様にサービスを提供している金融サービスのリーディング・グループです。カナダおよびアジア地域では、マニユライフ・ファイナンシャルとして、また、米国においては、主にジョン・ハンコックとして事業を展開し、同社職員、エージェントおよび販売パートナーの広範囲にわたるネットワークを通じて、お客様に多種多様な保障商品や資産運用サービスを提供しています。マニユライフ・ファイナンシャルの管理運用資産は 2008 年 12 月 31 日現在 4,045 億カナダドル（3,303 億米ドル）となっています。

マニユライフ・ファイナンシャル社は、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「0945」で取引されています。

マニユライフ・ファイナンシャルについての詳細は同社ホームページ（[www.manulife.com](http://www.manulife.com)）をご覧ください。マニユライフ生命のホームページは次の通りです。（[www.manulife.co.jp](http://www.manulife.co.jp)）

(別紙)

## 変額個人年金保険「みらい記念日」について

### ■商品の特長

①分配受益金を毎年の契約応当日にお支払いします。

- ・ 運用成果にかかわらず、毎年、年金支払基準額の1%を基本受益金額としてお支払いします。
- ・ 運用成果により、積立金額が増加している場合には、増加受益金額を加算してお支払いします。
- ・ 契約が継続している限り、分配受益金をお支払いします。
- ・ 分配受益金のお支払方法は、年1回のほか、隔月、毎月または特定日（年1回）をご選択いただくこともできます。

②バランス型（株式組入れ比率50%）の特別勘定で運用します。

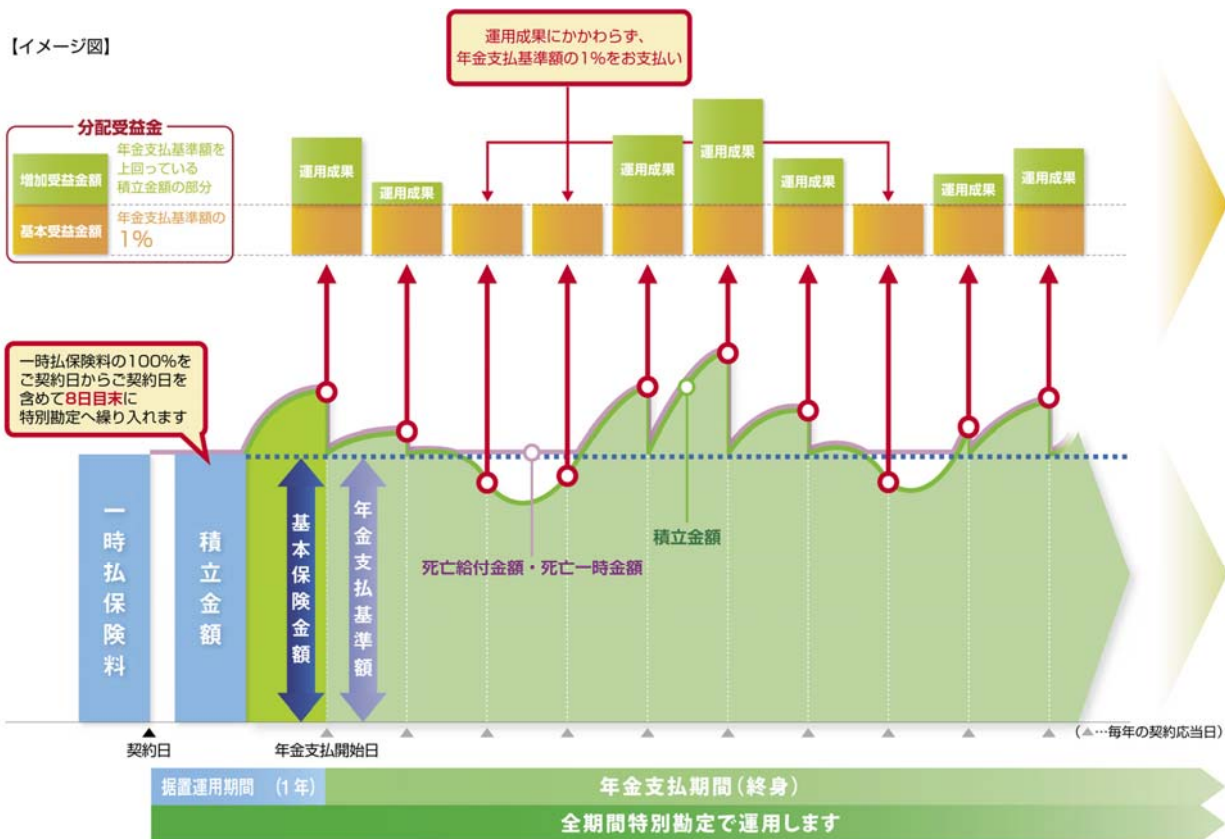
主として日本株式、日本債券、外国株式および外国債券に分散投資します。各資産への投資は、それらの資産に投資を行う投資信託を通じて行います。高い長期資産価値の増加を見込み、資産価値増加の可能性の高い資産に効率的に国際分散投資します。

③死亡給付金・死亡一時金の最低保証があります。

- ・ 被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金・死亡一時金をお支払いします。
- ・ 分配受益金のお支払いや運用成果にかかわらず、死亡給付金として基本保険金額の100%、死亡一時金として年金支払基準額の100%を最低保証します。

④被保険者年齢（満年齢）で80歳まで契約可能です。

【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、将来の積立金額、分配受益金等を保証するものではありません。また、一部解約がなかった場合のものであります。

## ご注意 運用のリスクについて

この保険の資産は、特別勘定での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の年金額等の増減につながります。

このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額（一部解約した場合、解約返戻金額と年金額等のお受け取りになる金額の合計額）が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、ご契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）に帰属します。

## ご注意 この保険にかかる費用について

この保険にかかる費用の合計額は、保険関係費および運用関係費の合計額になります（ただし、特定のお客さまには、別途、解約控除および年金管理費がかかりますのでご注意ください）。

### ■特別勘定での運用期間中

項目	費用	時期
保険関係費 〔死亡給付金等の最低保証のための費用、ご契約の締結・維持等に必要の費用〕	特別勘定の資産総額に対して 年率 <b>2.68%</b>	左記の年率の 1/365 を乗じた金額を毎日積立金から控除します。
運用関係費 (特別勘定の運用にかかわる費用)	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して (信託報酬*) 年率 <b>0.2625%</b> (税抜：年率 0.25%)	

\*運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用（信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用等）は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

### ■ご契約日からの経過年数が5年以内の解約・一部解約

項目	費用	時期
解約控除	解約に相当する部分の基本保険金額・年金支払基準額に、下表の解約控除率を乗じた金額	解約計算基準日に積立金額から控除します。


### ●解約控除率

ご契約日からの経過年数	1年以内*	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
解約控除率	6%	5%	4%	3%	2%	0%

\*1年以内とは、特別勘定への繰入日以後、ご契約日から1年後の契約応当日の前日までのことです。

■遺族年金の年金支払期間中

項目	費用	時期
年金管理費 〔遺族年金のお支払いの管理に かかる費用〕	遺族年金の年金額の 1%	遺族年金の年金支払日に 責任準備金から控除します。

**ご注意**  特にご注意いただきたい事項について

- 毎年の契約応当日の積立金額が年金支払基準額以下の場合、増加受益金額はありません。
- ご契約を解約した場合、解約返戻金に最低保証はありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。

以上

(登)マニユライフ(投商)09-50052 (21.2.4)